

日本特殊陶業健康保険組合からのお知らせ

# 被扶養者の資格調査(検認)ご協力のお願い

—— 定期的に資格調査を実施します ——

日本特殊陶業健康保険組合(以下「当健保組合」)では、下記要領で令和2年度分の被扶養者の資格調査(検認)を実施しますので、調査書類の提出についてご協力をお願いいたします。

また、本業務については「株式会社 法研中部」へ委託をしております。

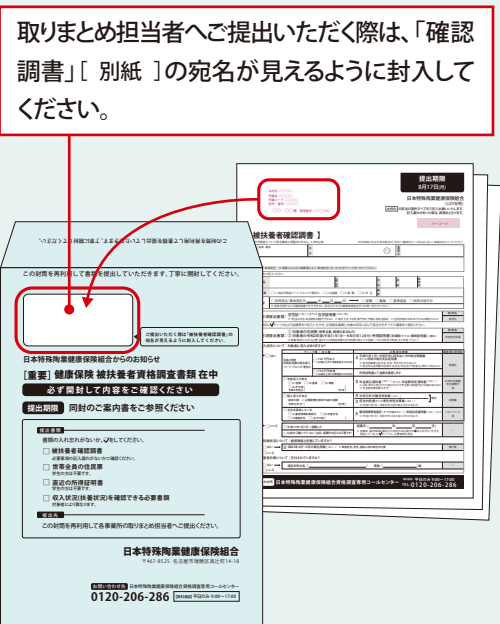
問い合わせや督促のため、委託先よりご連絡させていただく場合がございますので、予めご了承ください。



- 資格調査を公平かつ厳正に行うために、当健保組合が指定する公的な証明書等のご提出をお願いいたします。
  - 書類の作成費用等、資格調査の**手続きに要する費用は、調査対象者の個人負担となりますので、ご了承ください。**
  - 書類は令和2年7月1日以降発行のものが有効となります。
  - **提出いただいた書類は返却できません**ので提出前に控えをおとりください。
- ※ 本調査においてご報告いただく個人情報に関しては、今後の適正な認定および資格確認のために使用するもので、当該業務の目的以外に使用することはありません。

## 被扶養者の資格調査(検認)実施要領

- 調査対象者** 16歳以上の被扶養者(令和2年4月1日時点の年齢)  
【但し、以下の被扶養者は対象外です】  
① 令和2年6月1日以降に扶養になった方  
② 令和2年8月末までに75歳に到達する方  
③ 令和2年8月末までに資格喪失(除外)する方
- 提出書類** ① 「被扶養者確認調書」(以下「確認調書」)  
② 該当の必要書類一式
- 提出期限** 令和2年8月17日(月) 必着
- 提出先** この封筒を再利用して  
各事業所の取りまとめ担当者へ提出
- お問い合わせ先** 日本特殊陶業健康保険組合資格調査専用コールセンター  
TEL: 0120-206-286  
【無料通話】 平日のみ 9:00~17:00  
※ IP電話など、一部の電話機からつながらない場合があります。



個人情報の取り扱いにつきましては、当健保組合ホームページの「個人情報保護について」でご確認ください。

<https://ngkntk-kenpo.or.jp/>

## ◆◆◆ 世帯全員の住民票は必須の提出書類です(学生以外) ◆◆◆

住民票には「個人票」と「世帯全員」の2つの種類があります。家族構成確認のために「世帯全員」の住民票の提出をお願いします。また、続柄を確認するため、必ず**続柄の記載のあるもの**を取得してください。なお、**個人番号(マイナンバー)の記載がある証明書類はお取り扱いできません。**

※ 令和2年7月1日以降発行のもの

学生以外の被扶養者の方は、  
必ずご提出いただく書類となります。

続柄が記載されているもの  
※省略不可

住 民 票			
住所	●●県●●市●●町●●丁目●●番地●●		
世帯主	健康 一部		
氏名	健康 一部	住民票コード	【省略】
住所を定めた日	平成●●年●●月●●日	生年月日	昭和15年4月10日
住所となった日	平成●●年●●月●●日	性別	男 続柄 世帯主
本籍	【省略】	届出の年月日	平成●●年●●月●●日
筆跡者	健康 一部		
氏名	健康 花子	住民票コード	【省略】
住所を定めた日	平成●●年●●月●●日	生年月日	昭和●●年●●月●●日
住所となった日	平成●●年●●月●●日	性別	女 続柄 妻
本籍	【省略】	届出の年月日	平成●●年●●月●●日
筆跡者	【省略】		
氏名		住民票コード	
住所を定めた日		生年月日	
住所となった日		性別	
本籍		届出の年月日	
筆跡者			

この住民票の写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

世帯全員が記載されているもの

## ◆◆◆ 所得証明書は必須の提出書類です(学生以外) ◆◆◆

収入がない方もお忘れなく!!

令和2年度所得証明書(非課税または課税証明書)は収入の無い方も必須提出書類です。無職・無収入の方も市区町村役場で取得のうえ、必ずご提出ください。

※ 令和2年7月1日以降発行のもの

平成31年1月～令和元年12月の期間に収入がない方が所得証明書を入手する際は、下記「[ゼロ円申告](#)」にて「金額記載省略の無い証明書」を入手してください。なお、**市区町村によって「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」など名称が異なります**のでご注意ください。

令和2年度 所得証明書

氏名	住所	所得	課税
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	0円	0円
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	0円	0円

令和2年度 課税(非課税)証明書

氏名	住所	所得	課税
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	0円	0円
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	0円	0円

### \*ゼロ円申告の依頼方法

申告する場所

市区町村役場の本庁の窓口です。  
(注) 駅前分室や出張所・コンビニ・自動交付機などではゼロ円申告はできません。

持参するもの

印鑑と運転免許証など本人確認書類

▼ゼロ円申告依頼の際は、下記要旨の依頼文を切り取ってご活用ください▼

### 所得証明書の交付申請に際してのお願い(ゼロ円申告の希望)

健康保険組合の被扶養者加入資格更新における収入証明を使用目的として『直近1年分の所得証明書』の交付を申請いたします。

証明の対象者が「専業主婦等により無収入」である場合には、『所得金額欄に記載省略のない¥0表記のある』証明書の交付をお願いいたします。

つきましては、交付申請者に対し、『ゼロ円申告』をご案内くださいますようお願いいたします。



1 被扶養者の認定基準

P1「資格調査の流れ・認定基準」

被扶養者には、保険料を負担しないで給付を受けられる代わりに、親族関係(続柄)と扶養状況(被扶養者の収入状況)について、一定の要件を常に満たしている必要があります。  
ところが、時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため当健保組合では定期的に要件が備わっているかの確認を行い、被扶養者としての資格を調査します。

2 「被扶養者確認調書」の記入と確認

P3「記入例」

「被扶養者確認調書」の被保険者・調査対象者欄の記載内容(氏名、生年月日等)を確認し、必要事項をご記入ください。  
印字項目に訂正がある場合は赤字で訂正してください。

3 調査対象者全員の必要書類の確認

P2,4「必要書類について」

「被扶養者確認調書」に記載された調査対象者全員の必要書類・取得先をご確認ください。

4 「被扶養者確認調書」と必要書類の提出

書類を受取った際の封筒(水色)を再利用して、封筒の提出書類に☑のうえ、取りまとめ担当者に提出してください。  
※ 提出いただいた書類の内容確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。

5 扶養認定基準を満たしていない方にはご連絡します

調査の結果、扶養認定基準を満たしていない方には、扶養を外す手続きおよび外れた後の手続き等についてご案内します。  
※ 扶養認定基準を満たしている方へのご連絡は省略させていただきます。

『被扶養者』として認められる親族の範囲

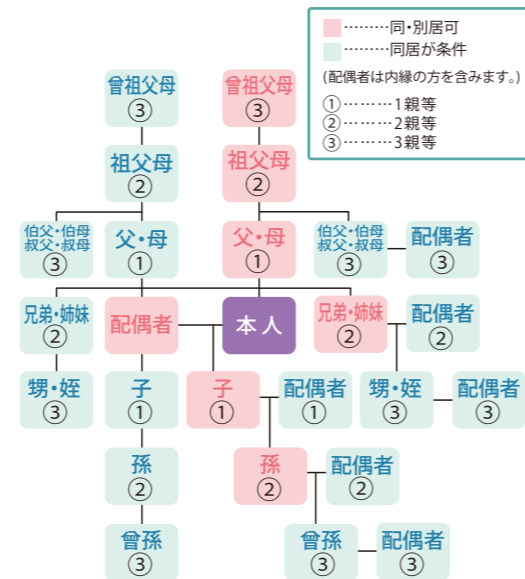
健康保険が認める被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族であり(民法上の親族と同一ではありません)、主として被保険者の収入で生計を維持していることが必要です。さらに同一世帯が要件とされる親族もあります。また、健康保険法等の一部改正により、令和2年4月1日から、被扶養者の要件に「日本国内に住所を有するもの」が追加されました。

※ 同一世帯とは、「被保険者と同居および家計を共同にすること」をいいます。二世帯住宅などで同居していても、住民票を世帯分離している場合は別居となり、同一世帯とは認められません。

被扶養者が別居または被保険者世帯と世帯分離をしている場合

被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。

- ① その家族は健康保険法に定める被扶養者の範囲であること。
- ② 被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由があること。
- ③ その家族は、主として被保険者(従業員)の収入により生活していること。
- ④ 被保険者には継続的にその家族を養う経済的扶養能力があること。
- ⑤ 年間収入が130万円(60歳以上または障害者は180万円)未満で、かつ108,334円(60歳以上または障害者は150,000円)以上の収入を2カ月以上継続して受けていないこと。



認定対象者の収入限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしていることが判断基準となります。

① 金額

被扶養者の年齢	収入限度額
59歳以下の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 月収108,334円以上を2カ月以上継続して受けていない</li> <li>■ 年換算で130万円未満</li> <li>■ 雇用保険・傷病手当金・出産手当金等は日額3,612円未満</li> </ul>
60歳以上または障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 月収150,000円以上を2カ月以上継続して受けていない</li> <li>■ 年換算で180万円未満</li> <li>■ 雇用保険・傷病手当金等は日額5,000円未満</li> </ul>

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者からの送金額未満であること

『被扶養者の資格調査(検認)』は、なぜ必要?

健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省の指導に基づいて行うもので、当健保組合加入の被保険者の皆様は、公平かつ適正な扶養認定が受けられる制度維持のため、実施が義務づけられています。

【健康保険法施行規則第50条】

- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る確認をすることができる

【厚生労働省通知】

- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)…被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005号)…被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

※ 検認に必要な書類をご提出いただけない場合、被扶養者の資格が無効となって「保険証」を使用できなくなります。  
(参考:「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。」健康保険法施行規則第50条7項)

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要です。日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者が経済的に自立するなど、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに被扶養者削除手続きを行ってください。

こんな時は被扶養者削除手続きが必要です。

① 卒業して、就職先の健康保険に加入したとき。

② パート先の健康保険に加入したとき。

③ 年間130万円以上の収入が見込まれるようになったとき。(60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上)

④ 離婚・死亡したとき。

⑤ 同居条件の被扶養者が別居したとき。

⑥ 他の家族の被扶養者となったとき。

健康保険法と所得税の被扶養配偶者の収入要件は違います!

配偶者の方はご注意ください!  
150万円だと健康保険の扶養家族にはなれません!!

健康保険法上の被扶養配偶者

被保険者の扶養家族は健康保険料を納めることなく健康保険の給付を受けることが可能です。

【収入要件】

- 年間収入金額 130万円未満  
(60歳以上または障害者は180万円未満)

所得税法上の被扶養配偶者

所得税では控除対象扶養家族がいると一定額の所得控除が受けられます。

【収入要件】

- 年間合計給与収入金額150万円以下  
(給与以外の収入の場合は38万円以下)



- 確認調書が2枚以上入っている場合もあります。
- 青文字部分をご記入いただく項目です。

記入する部分を  
わかりやすく  
青色にしています！

転職にともなう諸事情により、単身赴任となった方はチェックをいれてください

提出内容に相違がないことを確認したうえで  
押印

日中に連絡の取れる電話番号を記入。書類に不備等があった場合、ご連絡させていただくことがあります

【被扶養者確認調書】

▼ 下記の対象者について該当事実と相違ありません。※ 押印必須 印字項目に訂正がある場合は、赤字二重線を引いて余白に正しい情報を記入してください。

被保険者	保険証 記号・番号 123-4567	氏名 健保 太郎	電話番号 090-1234-5678
住所	愛知県名古屋市長区瑞穂区高辻町14-18		
	<input type="checkbox"/> 単身赴任 ※ 転職にともなう諸事情により、単身赴任となった方はチェックをいれてください。		

対象者	氏名 健保 花子	生年月日 昭和48年3月30日	性別 女	婚姻 妻	定日 平成20年1月21日
	職業等	<input type="checkbox"/> (1) 給与所得者(パート・アルバイト等含む) <input checked="" type="checkbox"/> (2) 自営業 <input type="checkbox"/> (3) 無職 <input type="checkbox"/> (4) 学生			
	削除	<input type="checkbox"/> 削除該当(事由発生日 年 月 日) → <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 基準超過 <input type="checkbox"/> 削除手続き中 ※ 削除手続きはこの確認調書ではできません。該当される方は健康保険組合までお問い合わせください。			

学生	<input type="checkbox"/> 必須提出書類: 学生証[コピー]または 在学証明書[コピー可] ※ 学生証は氏名・有効期限が確認できるもの ※ 高校、大学、大学院、専門学校、予備校、夜間、通信制 ※ 在学証明書は令和2年7月1日以降発行のもの	取得先 就学先
----	---	------------

▼ ①～③の項目にチェックおよび金額等をご記入いただき、必須提出書類と対象者の状況に応じて該当するすべての書類をご提出ください。

必須提出書類	① 対象者の住民票(世帯全員、続柄のあるもの) ② 対象者の令和2年度(平成31年1月～令和元年12月分) 所得証明書(非課税または 課税証明書) [原本] ※ 無職・無収入の方も必要(冊子P2の所得証明書の交付申請に際してのお願い(ゼロ申告の希望)をご利用ください)	取得先 市区町村役場
--------	--	---------------

① 収入状況について **通勤交通費も含めてください**

チェック欄 / 記入欄	必要提出書類	取得・問い合わせ先
<input checked="" type="checkbox"/> はい 令和2年度 所得証明書の給与収入(パート・アルバイト等含む) <input type="checkbox"/> 130万円以上 (60歳以上または障害者は180万円) <input type="checkbox"/> 130万円未満 (60歳以上または障害者は180万円) ※ 給与明細書は会社名・氏名・年月分がわかるもの ※ 給与支払証明書は証明日・会社名・所在地・代表者名(押印)があるもの 所得証明書にて金額を確認します	平成31年1月～令和元年12月支払い分の給与明細書または 同封の給与支払証明書 ※ 給与明細書は会社名・氏名・年月分がわかるもの ※ 給与支払証明書は証明日・会社名・所在地・代表者名(押印)があるもの	勤務先
<input checked="" type="checkbox"/> 年金収入がある <input type="checkbox"/> (1) 老齢 <input type="checkbox"/> (2) 遺族 <input checked="" type="checkbox"/> (3) 障害 <input type="checkbox"/> (4) その他(令和2年見込) 97万 円/年	年金振込通知書[コピー]または 年金額改定通知書[コピー] ※ 令和2年中に発行された直近のもので年金額・受給者氏名の記載があるもの ※ 年金源泉徴収票は不可	日本年金機構 年金事務所等
<input checked="" type="checkbox"/> 個人収入がある 総収入額 ※ 必要経費を控除する前の金額 令和元年分( 30万 円/年)	令和元年分確定申告書[コピー] 収入 必要経費控除前の金額 [コピー] 分かるもの	両方 税務署
<input type="checkbox"/> 手当を受給している <input type="checkbox"/> (1) 雇用保険失業給付 <input type="checkbox"/> (2) 出産手当 <input type="checkbox"/> (3) 傷病手当 <input type="checkbox"/> (4) その他( )	雇用保険受給者証[すべての面のコピー]・支給決定通知書[コピー]など ※ 平成31年1月～令和元年12月の収入がわかるもの	ハローワーク等

② 同別居状況について：被保険者と別居していますか？

はい → 令和2年4月～6月の振込明細[コピー] ※ 単身赴任、学生、施設入所の場合は不要

いいえ

③ 障害者手帳について：交付されていますか？

はい → 認定市町村名：( 名古屋市 ) 等級：( 3 ) 級

いいえ

お問い合わせ先 日本特殊陶業健康保険組合資格調査専用コールセンター 無料通話：平日のみ 9:00～17:00 TEL:0120-206-286

該当する項目にチェック

各質問の回答にチェックと、該当箇所に記入「はい」と答えた項目については右の書類を提出

■ 令和2年の所得証明が 130万円(60歳以上または障害者は180万円)を超えている方

平成31年1月～令和元年12月の給与明細書または 同封の給与支払証明書をご提出ください。

- ※ 氏名、各月分がわかるもの。
- ※ 証明日、会社名、所在地、代表者名(押印)があるもの。

給与明細書、または給与支払証明書をご提出いただけない場合は平成31年1月1日喪失となりますのでご注意ください。

■ 年金収入のある方

令和2年中に発行された「年金振込通知書」[コピー]または「年金額改定通知書」[コピー]をご提出ください。

税金や介護保険料等が控除される前の『年金支払額』を確認します。

※ 年金源泉徴収票は不可

紛失した場合は「日本年金機構」「年金事務所」「発行元」に再発行を依頼してください。

(お問い合わせ先：ねんきんダイヤル 0570-05-1165)

■ 事業収入のある方

「令和元年分確定申告書」[コピー]と「収支内訳書」[コピー]または「青色申告決算書」[コピー]をご提出ください。

『総収入額』から、当健保組合が必要経費として認められる経費を差し引いた金額を確認します。

[収支内訳書]

■ 被保険者と別居している方

令和2年4月～6月の連続3カ月分の「振込明細」[コピー]をご提出ください。毎月継続して送金しているかを確認します。

※ 単身赴任・学生・施設入所の方は不要

対象者の収入がある場合

対象者の収入を超える金額  
例：一人暮らしの母で年金収入が月80,000円…必要送金額 月81,000円以上

対象者の収入がない場合

対象者の生活が維持できると判断できる金額  
例：一人暮らしの母で無収入…必要送金額 月58,000円以上

※ 送金額等、詳細については当健保組合ホームページにてご確認ください。

■ 学生の方

「学生証」[コピー]または「在学証明書」[コピー可]

- ※ 学生証は氏名・有効期限が確認できるもの
- ※ 高校、大学、大学院、専門学校、予備校、夜間、通信制
- ※ 在学証明書は令和2年7月1日以降発行のもの

[学生証]

[在学証明書]

※ 遺族年金・障害年金・個人年金などを受給している場合も、ご提出ください。

- 『年金支払額』
- ✗ 『控除後振込額』ではありません

[年金振込通知書]

■ 手当を受給されている方

平成31年1月1日以降に失業給付を受けられている場合は「雇用保険受給資格者証」[すべての面のコピー]をご提出ください。

傷病手当金等を受けられている場合は「支給決定通知書」[コピー]をご提出ください。

誰から誰へ・いつ・いくら送金されたかが分かるもの

✗ 送金の一部として認められません!

- 手渡し ● 水道光熱費の領収書
  - 家賃 ● クレジットカードなどの支払明細書
- 「住民票」が同一世帯に属していない場合は同居と認められず別居扱いとなりますので、送金をしていないと扶養削除となります。

[振込明細]